

学校における働き方改革取組方針

(平成30年度～平成32年度)

平成30年11月

呉市教育委員会

はじめに

社会の急激な変化が進む中で、子供たちが予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を育成するため、学校教育の改善・充実が求められています。また、学校が抱える課題が複雑化・多様化しており、学校に求められる役割は拡大しています。

これらのことへの対応を進める中で、教員の業務は多様化かつ拡大している状況にあります。

このため、呉市教育委員会においては、教職員のモチベーションの向上や子供と向き合う時間の確保ができるよう、教職員の負担軽減や業務改善を図る取組を実施してまいりました。

こうした取組により、一定の成果は見られていますが、教職員の長時間勤務の抜本的解消には至っておりません。

そこで、学校における働き方改革を実現し、教職員が自らの意欲と能力を最大限に発揮し、健康でやりがいをもって働くことができるようにするため、本取組方針を策定することといたしました。

取組に当たっては、保護者や地域の方々の御理解をいただきながら、本取組方針を基に、教育委員会や学校等の関係者が足並みを揃え、着実に進めてまいります。

呉市教育委員会教育長 寺本 有伸

1 策定の趣旨

教員は、授業以外にも成績処理などの教務事務、印刷や諸費会計などの事務的な業務、部活動の指導等に多くの時間を割いている実態がある。また、いじめなどの生徒指導上の課題の複雑化・多様化、地域や保護者等からの要望への対応など、求められる役割が拡大しており、こうした状況が教員の長時間勤務の要因となっていると考えられる。

こうした実態の改善に向け、平成29年12月、中央教育審議会において、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」がまとめられ、国、教育委員会、学校が取り組むべき具体的な方策が示された。これを受けて、文部科学省が「学校における働き方改革に関する緊急対策」をまとめた。

これらの中で、教育委員会は、所管する学校に対する時間外勤務の削減に向けた業務改善方針・計画を策定することが必要であるとされていることから、呉市教育委員会として、本取組方針を策定し、教職員が働きやすい環境を整備するとともに、管理職を中心とした組織的な学校体制を構築し、教職員一人一人の働き方に対する意識を醸成して、呉市立学校における働き方改革を推進する。

2 現状と課題

業務の実態等を把握し、学校の業務改善に向けた取組の参考とするため、平成28年及び平成29年の9月に、呉市立小・中・高等学校に在籍している全ての常勤の教職員を対象として、アンケート調査を実施した。

平成28年度の結果を受け、呉市教育委員会では、「学校事務の軽減化推進プロジェクト委員会」の設置、指導記録の簡略化、校務支援システムの導入、指導要録の電子化、部活動休養日の設定、夏季一斉閉庁といった取組を実施してきた。

平成29年度の調査では、働きやすい職場環境に関する項目については、肯定的な回答の割合が8割台であるなど、一定の成果が見られたものの、児童生徒と向き合う時間（※1）や、そのうち児童生徒と直接関わる時間（※2）の確保については、肯定的な回答の割合が5割台であるなどの課題が見られる。

※1 「児童生徒と向き合う時間」

授業、授業準備、教材研究、週案・指導略案作成、部活動、個別指導（学習補充、進路指導、生徒指導等）

※2 「児童生徒と直接関わる時間」

部活動、個別指導（学習補充、進路指導、生徒指導等）

(1) 児童生徒と向き合う時間が確保できていると感じる教員の割合

	小学校	中学校	小・中・高等学校
平成28年度	54.0%	56.2%	55.3%
平成29年度	54.2%	59.1%	56.6%

(2) (1)のうち児童生徒と直接関わる時間が確保できていると感じる教員の割合

	小学校	中学校	小・中・高等学校
平成28年度	51.0%	54.7%	53.0%
平成29年度	49.9%	57.2%	53.5%

(3) 教員の1週間当たりの時間外・持ち帰りの時間数

	小学校	中学校	小・中・高等学校
平成28年度	20.2時間	21.7時間	20.8時間
平成29年度	19.7時間	19.9時間	19.8時間

(4) 持ち帰り時間を除いた教員の1週間当たりの勤務時間が60時間（月当たりでは、時間外勤務が約80時間）以上の者の割合

	小学校	中学校	小・中・高等学校
平成28年度	10.1%	31.1%	19.2%
平成29年度	10.3%	28.1%	17.9%

※数値は、教員の自己申告によるものである。

3 目標・成果指標

(1) 児童生徒と向き合う時間の確保

「学びの変革」の円滑な実施、学習指導要領の改訂や新たな教育課題等へ適切に対応できる学校体制を構築し、教員の児童生徒と向き合う時間を確保することで教育の質の向上を図る。

[成果指標]

児童生徒と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合

平成32年度末には80%以上

(2) 長時間勤務の縮減

教員以外も含めた学校全体の長時間勤務を縮減し、一人一人が健康で生き生きとやりがいをもって勤務できる環境づくりを推進する。

[成果指標]

時間外勤務が月80時間を超える教職員の数

平成32年度末には0人

4 取組

前記の目標を達成するため、次の4つの視点を柱として取組を推進する。

- (1) 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備
- (2) 部活動指導に係る教員の負担軽減
- (3) 学校における組織マネジメントの確立
- (4) 教職員の働き方に対する意識の醸成

(1) 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

ア 市費による教職員の配置

学校実態に応じた様々な業務を担うことで、教職員の負担を軽減し、学校の円滑な運営を支援する。

(例) 教育推進加配講師，小中一貫教育推進加配講師，特別支援学級指導員，学校教育指導補助員，生徒指導員

イ 校務支援システム等 I C T の活用促進

成績処理システムや通知表作成システムを導入し、効率的な運用を図る。また、I C T 機器を活用した業務の効率化について、検討を進める。

ウ 各種計画，事業，調査・照会等の見直し

(7) 学校が作成する各種計画や呉市教育委員会が実施する各種事業，調査・照会等を見直し，精選や簡素化を図る。

(1) 新たな業務を付加する場合には，過度な負担とならないよう配慮する。

エ 研修の見直し等

教員の負担軽減の視点も踏まえた効果的な研修の在り方や実施時期などの見直しを進める。

オ 教材・学習指導案等の共有化

学校において教材・学習指導案等の共有化を進めるとともに，全市的な教材・学習指導案等の共有の仕組みづくりの検討を進める。

カ 支援が必要な子供・家庭への対応

子供を取り巻く様々な課題等に対応するため，スクールカウンセラー，ス

クールソーシャルワーカー等の専門スタッフを配置し、専門機関との連携を充実させる。

キ 学校・教員が担う業務の整理、家庭・地域との連携の推進

- (7) 学校や教員が担う業務について、役割分担や外部委託等、業務の在り方の検討を進める。
- (1) 部活動や勤務時間外の電話対応などに係る教員の負担軽減など、保護者の理解を得た上で取組を推進する。

(2) 部活動指導に係る教員の負担軽減

ア 「運動部活動の方針」を踏まえた学校における活動方針の策定・徹底

- (7) 呉市教育委員会が策定する方針を踏まえ、学校において、運動部活動の方針を策定するとともに、方針に基づいた部活動休養日や活動時間の徹底を図る。
- (1) 文化部については、今後策定予定の国のガイドライン、県の方針を踏まえて方針を策定することとし、当面は、運動部活動の方針を準用して取り組む。

イ 外部人材を活用した取組

- (7) 専門的な技術指導ができる外部指導者の活用を推進する。
- (1) 部活動の指導、引率等を行う部活動指導員の活用など運営体制の充実に向けた検討を進める。

ウ 外部団体等との連携

大会等の統廃合や大会運営の見直し等を関係機関・関係団体に働きかける。

エ 効果的な練習方法等の研修への参加

県が主催する研修会に教員を積極的に参加させる。

(3) 学校における組織マネジメントの確立

ア 学校における自律的な業務改善・業務削減の推進

- (7) 学校経営計画に業務改善や教職員の働き方に関する項目を設定し、管理職はその目標・方針に沿って学校経営を行う。また、学校関係者評価を実施し、外部の視点を踏まえた取組の改善・充実を図る。
- (1) 校内の推進体制を整備した上で、P D C Aサイクルに基づく業務改善・業務削減の取組を全校で進める。

- (ウ) 教職員一人一人の業務改善の意識を高めるために、人事評価制度において、各教職員が実施した担当業務の適正化の取組を積極的に評価するなど、評価の活用を推進する。
- (エ) 学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を徹底する。

イ マネジメント研修への参加

教職員の組織管理や時間管理，健康安全管理等をはじめとしたマネジメントに関する県が主催する研修会に教職員を積極的に参加させ，管理職やミドル層の教職員のマネジメントスキルの向上を図る。

ウ 教頭及び事務長等への専決事項の拡大

学校における意思決定の迅速化，事務の効率化のため，教頭，事務長等の専決事項の拡大等を検討する。

(4) 教職員の働き方に対する意識の醸成

ア 学校における勤務時間管理の徹底

- (ア) 教職員の健康管理や長時間勤務の縮減に向け，平成30年9月に導入した入退校システムにより，教職員の勤務時間を把握し，適正な勤務時間管理を行う。
- (イ) 管理職は，把握した勤務時間を踏まえて，教職員と面談を行い，必要に応じて保健管理医との面談を勧めるなど教職員の健康管理に努める。また，ストレスチェック制度等を活用し，教職員のセルフケアなどの取組を促すとともに，職場のストレス要因の軽減を図る。
- (ウ) 各学校で教職員の入退校に係る開錠・施錠時刻の目安を設定することや，教職員が自ら退校予定時刻を毎日設定することなどを通じて，長時間勤務の改善に向けた時間管理の意識改革に取り組む。

イ 学校における定時退校日の推進

1週間のうち平日1日は，部活動休養日と併せた定時退校日を設定し，教職員のワーク・ライフ・バランスを推進する。

ウ 一斉閉庁期間の設定

- (ア) 8月のいわゆるお盆前後の3日間を夏季一斉閉庁日とする。
- (イ) 一斉閉庁の期間の延長や夏季以外の長期休業期間中における閉庁期間の

設定について検討する。

エ 教職員全体に対する働き方改革に関する研修の実施

管理職のみならず学校の教職員全体に対しても、勤務時間を意識した働き方を浸透させるために、呉市教育委員会が主催する研修や校内研修の充実を図る。

5 フォローアップ

取組の着実な実行を図るため、勤務実態の調査や毎年度の取組の検証を行うとともに、学校の状況や国・県の動向等を踏まえ、随時方針の見直しを行う。

【注】平成31年以降の年については、便宜上「平成」と示しており、平成31年4月30日以降、読み替えるものとする。